

合併処理浄化槽設置費 補助のご案内

令和7年1月
横 手 市

横手市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、し尿や台所・お風呂などの雑排水を処理することが出来る合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し合併処理浄化槽の設置を促進しております。また、令和5年度より「単独処理浄化槽」もしくは「汲取り便槽」から合併処理浄化槽への転換に対し補助金が拡充されました。

補助制度を利用し合併処理浄化槽の設置を希望する方は、以下の点をご確認ください。

1. 補助対象区域

- (1) 下水道事業計画区域または集落排水事業もしくは浄化槽市町村整備推進事業による事業採択区域を除いた区域

2. 補助対象者

- (1) 主に居住を目的とする住宅に浄化槽を設置しようとする者（法人は対象外です。）

- (2) 次に掲げる場合は対象外となります。

- ・ 建築基準法または浄化槽法に基づく設置届出の審査を受けずに浄化槽を設置する場合
- ・ 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ・ 販売の目的で住宅を建設した場合（建売住宅）

3. 補助金の対象浄化槽

浄化槽法に定める合併処理浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下の機能を有する浄化槽であること。

全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽であること。

4. 設置する浄化槽の大きさ

設置する浄化槽は、

人槽	人槽算定根拠
5人槽	一般的な一戸建ての住宅
7人槽	実使用人数が6人以上である場合
10人槽	使用状況に応じる (浴室及び台所がそれぞれ2つ以上ある二世帯住宅など)

※併用住宅は住居部分（上記算定）＋その他部分の合計人槽となります。

5. 補助金の限度額

浄化槽補助金額は人槽によって下記の通りとなります。この金額は浄化槽本体の設置工事費の4割が補助金限度額となっており、補助金限度額を下回る場合はその額を補助金額とします。

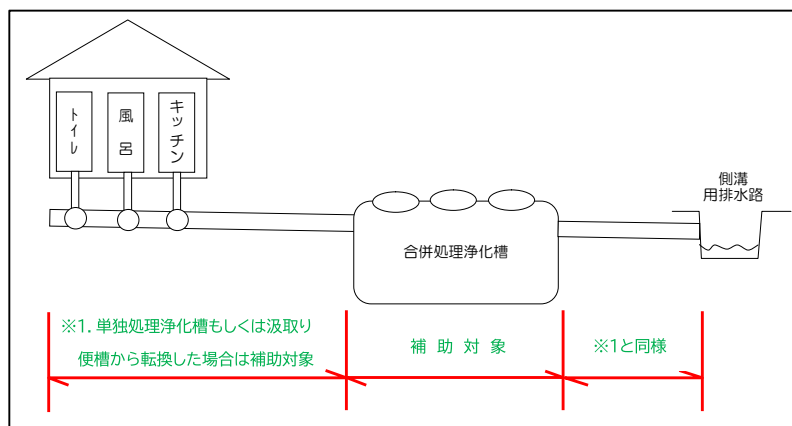
人槽	補助金額（限度額）
5人槽	390,000円
7人槽	474,000円
10人槽	660,000円
11～20人槽	その都度確認下さい。

横手市生活排水整備構想で個別処理区域となっている地域及び個別処理区域へ変更する区域であると市長が認めた区域には、上記補助額に**10万円**を上乗せした額で補助を行います。

また、単独処理浄化槽もしくは汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、以下の費用についても補助金が受けられます。

補助金を受けられる費用の内容	補助金額(限度額)
合併浄化槽設置に伴い必要となる <u>単独処理浄化槽</u> の撤去に要する費用	120,000円※
合併浄化槽設置に伴い必要となる <u>汲取り便槽</u> の撤去に要する費用	90,000円※
合併浄化槽設置に伴い必要となる <u>宅内配管工事</u> に要する費用	300,000円※

※補助額は、実際の経費と比較して少ない方の額となります。



●単独処理浄化槽もしくは汲取り便槽の撤去処分費について

処分する既存単独処理浄化槽及び汲取り便槽については

- | | | |
|---|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ①清掃 ②消毒及び汚泥処理 ③撤去 | } | 実績報告により写真で確認できること。 |
|---|---|--------------------|

(住宅と一体として設置された汲取り便槽は、外壁の外側部分を完全に除去)

- ④運搬から最終処理までの廃棄物としての処理(産業廃棄物処理票 E 票添付)
- ⑤単独処理浄化槽の廃止届出(浄化槽使用廃止届出書添付)

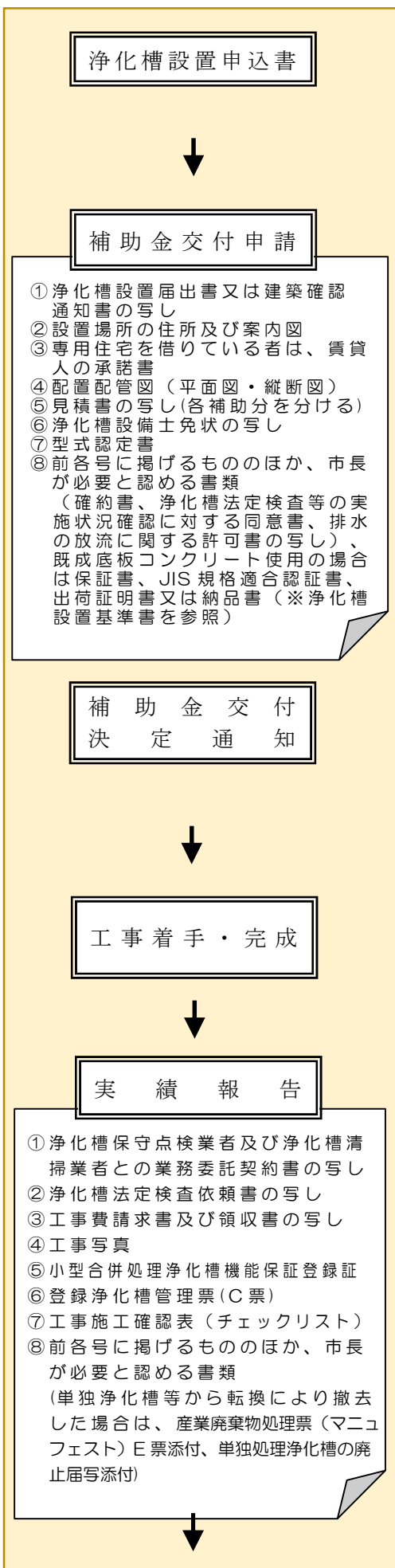
上記の全てが行われるものであること。

●配管費について

生活排水を浄化槽へ流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管への費用を補助する。

浄化槽への流入部付近、放流部付近、建物との接合部、途中配管が確認できるものであること。(既設の配管、新設した配管が分かる写真を含む)

6. 補助金申請の手続き



浄化槽補助金交付申込書を事前に提出願います。
 設置場所、人槽、補助金額（上乘せの有無）の確認を行います。また、設置場所の位置図を添付して下さい。
単独浄化槽等から転換する場合は、『既存単独浄化槽等撤去確認書』を添付すること。
 ※申込みの提出は本人もしくは家族が原則です。

浄化槽設置工事前に余裕を持って申請手続きをして下さい。

- ※ 以降は施工業者による提出等の代行は可能です。
- ※ 事前着工した場合は補助対象となりません。
- ※ 書類を提出する際は、下記の点にご注意願います。
 - ・設置届出書等の写しであり、受理書の写しではありません。
 - ・配置配管図は、横手市排水設備工事に係る設置指針に準じ作成するとともに建物面積を明示すること。
 - ・見積書は、『浄化槽本体設置工事、配管工事、単独浄化槽等撤去工事、その他（トイレ設置等）』を分けて明記すること。
 - ・昭和62年以前の浄化槽設備士免状取得者は、必ず『特別講習修了書』を添付すること。
 - ・書類に不備があった際は、全てお返しいたします。
- ※以下に係る「**確約書**」は、必ず添付をお願いします。
 1. 浄化槽設置後1年以内に使用開始及び適切な維持管理の実施
 2. 下水道区域内で供用開始後は速やかに下水道への接続

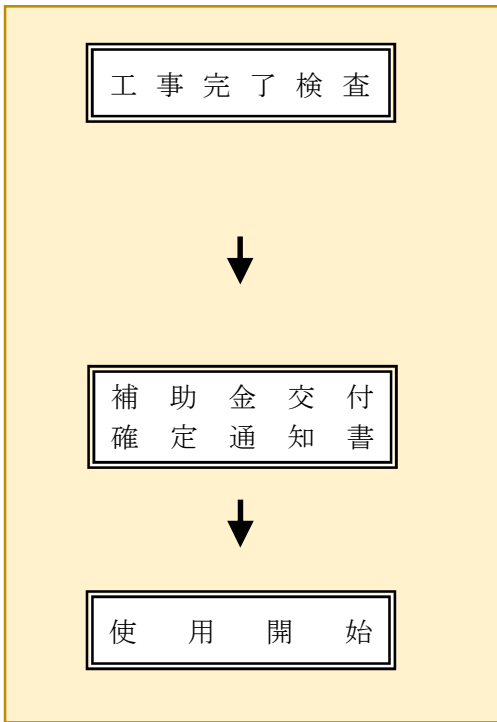
浄化槽補助金交付申請書の書類審査と現地確認を行ったうえで、交付決定通知を申請者に送付いたします。

※ 補助金の申請内容を変更又は補助事業を廃止するときは、変更承認申請（様式第4号）を提出して下さい。

- ・工事中は安全に施工して下さい。
- ・**浄化槽設置基準書**を事前に確認のうえ施工して下さい。
- ・2mほど掘削しますので、確実に土留めを行って下さい。

- ※ 書類を提出する際は、下記の点にご注意願います。
 - ・業務委託契約書やC票などの記入漏れを確認すること。
 - ・工事費請求書には申請書同様、『浄化槽本体設置工事、配管工事、単独浄化槽等撤去工事、その他（トイレ設置等）』を分けて明記すること。
 - ・登録浄化槽管理票 A票は施工業者、B票は申請者、C票は市町村となっております。
 - ・転換により撤去した単独処理浄化槽等を処分した場合は、産業廃棄物処理票（マニユフェスト）E票添付
 - ・単独処理浄化槽からの転換は、その廃止届写を添付

工事完了後15日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出して下さい。



実績報告書提出後、下水道課の完了検査を受けて下さい。

【検査項目】

- ① 提出書類の審査
- ② 浄化槽本体の設置状況
- ③ 屋外排水柵及び配管の設置状況
(横手市排水設備工事に係る設置指針等に準じる。)
- ④ ポンプの設置状況(設置している場合)
- ⑤ 放流先の状況
- ⑥ 浄化槽管理者へ工事や維持管理についての説明

※ 完成検査チェックリストに基づき検査を行います。
浄化槽実績報告書の審査および現地完了検査を行ったうえで、交付確定通知を申請者に送付いたします。また、併せて振込み予定日通知書を同封いたします。

浄化槽を使用した日から30日以内に横手保健所に届出を行って下さい。

その他注意点

- ① 書類はA4サイズ(図面はA3サイズ)に統一して下さい
- ② 新築工事などにより、送付先が違う場合は送付先住所を添付して下さい。
- ③ 提出書類の不足などないようにして下さい。

7. 浄化槽の維持管理について

浄化槽法に基づく維持管理として、『浄化槽管理者(浄化槽を使用している人)』は法令により次の維持管理を定期的実施することが義務付けられています。平成18年2月に浄化槽法が改正され、維持管理の規制が強化され罰則が設けられました。

登録・許可を受けた維持管理業者、又は指定検査機関へ委託して下さい。

項目	内容	回数	依頼先
保守点検 (法第10条)	使用状況の確認、各装置の点検・調整、水質の測定、消毒薬の点検・補給・交換など	3～4回/年以上 (浄化槽の人槽・処理方式に応じて回数が定められています。)	秋田県知事の登録を受けた保守点検業者
清掃 (法第10条)	浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取り、清掃をします。	1回/年以上 (浄化槽の人槽・処理方式に応じて回数が定められています。)	横手市の許可を受けた清掃業者
法定検査 (法第7条第1項及び法第11条第1項)	浄化槽の使用状況・水質検査及び維持管理が適正に行われているか検査する。 水質検査(7条):8,000円(一般家庭) 定期検査(11条):5,000円(一般家庭)※R7年度より上記から千円上昇	水質検査:使い始めてから3～8ヶ月以内に1度受ける。 定期検査:年に1回受ける。	財団法人 秋田県総合保健事業団 (指定検査機関)

- ※ 保守点検、引抜・清掃料は、維持管理業者及び浄化槽の種類によって違います。
- ※ 保守点検・清掃・法定検査などの「記録票」は、3年保存が義務付けられております。
- ※ 維持管理の状況を確認するため、報告を求める場合があります。

問合せ先
横手市上下水道部下水道課 〒013-0022 横手市四日町3-23(水道庁舎2階)
Tel 0182-35-2253 Fax 0182-33-3429 E-mail gesui@city.yokote.lg.jp